

令和7年度 高知県立日高特別支援学校高知しんほんまち分校 高等部生徒募集要項

1 出願資格

知的障害のある者で、次の事項に該当する者とする。

- (1) 令和7年3月に特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業する見込みの者
- (2) 特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業した者
- (3) 特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

2 募集学部及び定員

高等部 普通科 第1学年 16名

3 入学区域

高知市、南国市、香美市、香南市

4 出願手続

(1) 出願期間

令和7年1月17日(金)から1月27日(月)午後5時まで(必着)

(2) 出願方法

志願者は、必要書類に必要事項を記入のうえ、出願期間内に高知しんほんまち分校まで持参又は郵送すること。

なお、特別支援学校の中学部、中学校、義務教育学校に在学中の者については、当該学校長を経由して提出すること。

(3) 第2志望校への出願

下表に掲げる入学区域の者が、高知しんほんまち分校を第1志望校とする場合、下表のとおり第2志望校を出願することができる。高知しんほんまち分校の入学願書への記入の際、その旨を明記すること。

また、山田特別支援学校を第2志望校とする場合に限り、各自で山田特別支援学校の入学願書等を入学区域の市町村教育委員会又は山田特別支援学校から入手し、入学願書を山田特別支援学校長に提出すること。

なお、第2志望校を出願した者は、改めて第2志望校の選考検査を受検する必要はないものとする。

入学区域	第2志望校
高知市	高知県立日高特別支援学校(本校)
高知市、南国市、香美市、香南市	高知県立山田特別支援学校(本校)

(4) 必要書類

ア 入学願書・受検票

イ 調査書

必要書類は、最寄りの市町村教育委員会又は日高特別支援学校高知しんほんまち分校で受け取る。また、日高特別支援学校高知しんほんまち分校のホームページからもダウンロード可能。

(5) 県外からの出願

県外から高知しんほんまち分校を志願する者は、あらかじめ高知県教育委員会の承認を得て、出願しなければならない。

(6) 出願先

〒 780-0062 高知市新本町 2 丁目 13-51

日高特別支援学校 高知しんほんまち分校「高等部入学願書受付係」

※郵送の場合は、返信用定型封筒（普通郵便 110 円＋簡易書留 350 円切手を貼ったもの）を同封のうえ、出願期間内必着で郵送すること。

5 選考検査

(1) 選考検査日時 令和 7 年 2 月 7 日（金） 9 時 00 分～11 時 30 分予定（受付 8：40～9：00）

(2) 選考検査場所 日高特別支援学校 高知しんほんまち分校（高知市新本町 2 丁目 13-51）
電話 088-873-0088

(3) 選考検査内容等

面 接	個人面接（一人 10 分程度）	※保護者面接も実施
実技・筆記等 諸検査	指定された筆記・作業に、指定された時間取り組む。（一人 40 分）	
行 動 観 察	態度、意欲等を観察する。	※検査時間は設定しません。
持 参 物	受検票、筆記用具、上履き	

(4) 追検査

検査当日、インフルエンザ等やむを得ない理由で欠席した場合、追検査をもって、検査に代えることができる。

追検査を希望する者は、2月7日（金）検査開始時刻までに、中学校長等を経由して日高特別支援学校長に申し出、承認を得るものとする。実施期日、手続きについては別途連絡する。

6 選考検査当日の感染症防止対策

- ・志願者及び保護者は、地域の感染状況によってはマスクを着用すること。
- ・受付時に、備え付けの消毒用アルコールで手指消毒をすること。
- ・選考検査前に発熱、咳などの体調不良がある場合には、事前連絡すること。

7 障害の判定

選考検査以降、高知県障害者教育支援委員会を開催し、障害の程度が学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当するか否かの判定を行う。

8 合格者の決定について

選考検査の結果、障害の判定結果及び「高知しんほんまち分校が求める生徒像」等に基づき、総合的に判断したうえで合格者を決定する。

【高知しんほんまち分校が求める生徒像】

- ・身の回りのことは、指示に応じて一人でできる生徒
- ・目標達成に向けて努力できる生徒
- ・就労を目指す生徒

9 合格者の発表

令和7年3月3日（月）午前9時に高知しんほんまち分校生徒昇降口前に受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等に通知する。

10 合格者登校日

- ・令和6年3月25日（火）
- ・午前9時に高知しんほんまち分校に保護者同伴で来校すること。
来校の際は、駐車場の確保ができないため、公共交通機関等を利用して来校すること。

11 期間外募集（出願期間外の取扱い）

定員に満たない場合のみ出願できる。その場合は、ホームページに掲載する。
ただし、当該年度における同一学校の同一学科及び7により障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当しないと判定された場合の再出願は認めない。

12 教育相談の実施

入学志願者は、出願期間前に高知しんほんまち分校の教育相談を受けるものとする。
※出願する者は、高知しんほんまち分校に連絡を入れ、教育相談を依頼するものとする。

13 問い合わせ先

日高特別支援学校 高知しんほんまち分校 教務 生田悠佳

TEL 088-873-0088